

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は」を「付、」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。